

薩摩川内市広告事業広告代理店募集要項

薩摩川内市（以下「市」という。）では、広告事業の拡大及び効果的・効率的な実施を図るため、そのノウハウやネットワークを活用し、市の広告主募集代行等を実施する広告代理店を募集します。

1 定義

この募集要項において、使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 広告事業

市の資産を民間企業等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載」という。）する広告媒体として活用することにより、財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業をいう。

(2) 広告主

広告掲載を希望する者をいう。

(3) 指定広告媒体

市が広告主を募集する広告媒体のうち、広告代理店を活用し募集する広告媒体のことを指し、別添「指定広告媒体一覧」に登録されている広告媒体をいう。

2 募集概要

広告代理店は、そのノウハウやネットワークを生かしながら、指定広告媒体に係る広告事業の営業活動を行っていただき、広告主に代わり広告掲載に係る事務手続きを行っていただきます。広告掲載の契約を締結し、広告料の納付があった場合は、4に規定する広告代理店手数料を支払います。

3 広告代理店の登録

(1) 登録の申込み・契約

広告代理店は、あらかじめ市に「薩摩川内市広告事業広告代理店登録申込書（様式第1号）」を提出していただき、市と広告代理店契約を締結し、「薩摩川内市広告事業広告代理店名簿」（以下「広告代理店名簿」という。）に登載する必要があります。

(2) 広告代理店の要件

主として広告代理業務を営む法人事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。

ア 申込者及び役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の構成員でないこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者でないこと。

ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。

- エ ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）第２条第１項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成１５年法律第６３号）第２条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）を営む者でないこと。
- オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生手続中又は更生手続中の事業者でないこと。
- カ 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- キ 申込書類の提出時点で、市税等を滞納していないこと。
- ク 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者ではないこと。
- ケ 薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱、薩摩川内市広告掲載及び掲出に関する要領及び薩摩川内市広告掲載基準その他市の広告事業に係る諸規定の内容を遵守できること。
- コ ア～ケのほか、市が適当でないと判断した者ではないこと。

4 広告代理店の業務内容

広告代理店において、営業活動等を行い、広告掲載の希望があった場合に、広告主に代わって広告掲載の申込み、契約の締結その他掲載にかかる事務手続きを行っていただきます。

(1) 指定広告媒体の営業活動等

市が広告主を募集する指定広告媒体についての営業活動等を行っていただきます。募集に関する情報は、広告代理店に周知するとともに、市ホームページに掲載しますのでご確認ください。また、広告主募集に係る営業活動等は、広告代理店の責任において実施してください。

広告主の募集に関して不明な点等がある場合には、市にお問い合わせください。

(2) 広告掲載申込

広告掲載を希望する指定広告媒体について申込書類を提出してください。

(3) 契約

広告代理店から広告掲載申込があった場合、提出された申込書、広告原稿（案）、その他の書類について薩摩川内市広告事業審査会の審査を経て広告掲載決定及び広告掲載契約を締結します。

(4) 広告物の作成

広告代理店もしくは広告主の費用と負担で作成してください。

(5) 広告物の掲載

広告代理店が広告掲出開始日以降に行っていただきます。

(6) 広告料等の納付

広告掲載の契約締結後、市が発行する納入通知書により指定した期日までに広告代理店が納付してください。初年度にあっては掲載開始月に、次年度以降については毎年４月に納入通知書を発行しますので、当該年度分を一括納入していただきます。なお、広告主から広告料を受領する際は、市が定める広告料以上の額を広告主から受領できないこととします。

(7) 広告代理店手数料

市は、広告代理店から広告料の支払いがあったときは、「広告代理店手数料支払金額通知書」を広告代理店に送付します。その後、広告代理店からの請求（任意様式）に基づき、適法な請求を受けた日から30日以内に手数料をお支払いします。

手数料は、広告代理店から納付された広告料に次表で定める割合を乗じて得た額とします。

広告代理店手数料	割 合
広告料の納付額	30%

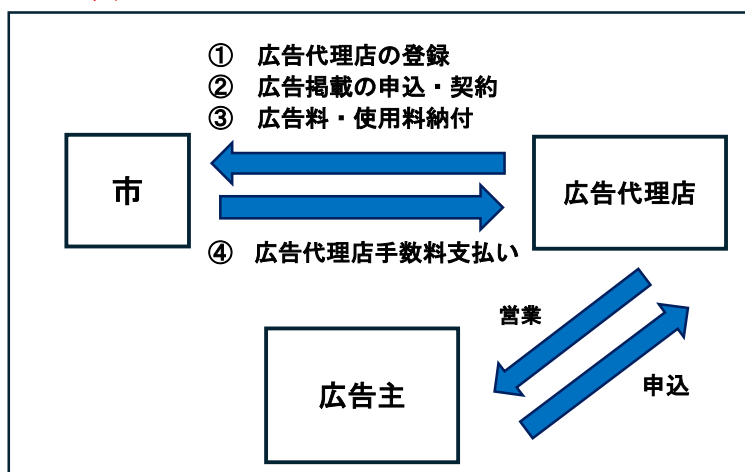
ただし、広告代理店が自社の広告を掲載する場合や広告代理店の役員が広告主である事業者の役員を兼務している場合は、広告代理店手数料のお支払いはありません。

(8) 留意事項

広告掲載申込みの他に行政財産の使用許可申請等、広告掲載に必要な各事務手続き及び行政財産使用料等の納付も合わせて行っていただきます。

広告代理店が行う「広告主への営業活動等」及び「広告掲載契約に係る事務手続き」に要する経費その他の一切の費用は、広告代理店の負担とします。

【参考】スキーム図



5 申込書類

市ホームページから必要書類をダウンロードし、持参、郵便又は電子メールにより、下記問い合わせ先に提出してください。

【広告代理店として登録するとき】

- (1) 薩摩川内市広告事業広告代理店登録申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第1号 別紙1）
- (3) 役員名簿（様式第1号 別紙2）
- (4) 添付書類

ア 広告代理店の企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

イ 広告代理店の商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 市税等の滞納のない証明書^{※1}

^{※1}本市に納税義務があり、市が税情報を調査することに同意する場合は、書類提出を省略できます。

【広告代理店名簿登載後】

- ・薩摩川内市広告事業広告代理店名簿登載事項変更届出書（様式第3号）※2

※2 提出した申込書類の記載事項について変更があった場合のみ提出

【広告代理店手数料請求時】

- ・請求書（任意様式）※3

※3 広告代理店の住所、名称、代表者名の記載及び代表者印があるもの

6 申込期間

随時受け付けます。

7 広告代理店名簿への登載

(1) 名簿登載の決定

申込書類の提出があった場合は、3（2）の要件に適合することを確認したうえで、広告代理店名簿への登載の可否を決定し、速やかに、その結果を申込者に通知します。名簿登載を決定した場合は、広告代理店契約を締結後、広告代理店の名称、所在地及び連絡先並びに有効期間を記載した広告代理店名簿を市ホームページにおいて公表します。

(2) 名簿登載期間

本登録の有効期間は、登録日の属する年度末までとします。ただし、登録期間満了の1か月前までに市又は広告代理店が特段の申し出を行わないときは、登録期間が満了する日の翌日から1年間、登録が更新されます。

8 書類の提出先・問い合わせ先

提出先 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

行政管理部管財課庁舎管理グループ（本庁舎4階）

電話番号 0996(23)5111（内線4751）

電子メール c.kanri@city.satsumasendai.lg.jp

(様式第 1 号)

薩摩川内市広告事業広告代理店登録申込書

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

所 在 地

名 称

代 表 者 名

薩摩川内市広告事業広告代理店募集要項に基づき、広告代理店の登録を申込みます。

記

連絡担当者	
所 属	
職名・氏名	
連 絡 先 電話番号等	電話番号： F A X : E-mail：

市ホームページ等での公表可能な情報	
名 称	
所 在 地	
連 絡 先	

※広告代理店として契約締結された場合、市ホームページ等で公表します。

添付書類一覧		
①	広告代理店の企業又は事業の概要がわかるもの (会社概要、企業案内パンフレット等)	必須
②	広告代理店の商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	必須
③	市税等の滞納のない証明書	必須* ¹

*¹ 市税等の滞納のない証明書については、本市に納税義務があり、市が税情報を調査することに同意する場合は、書類提出を省略できます。

税情報の閲覧同意 ※同意する場合は ☒	☐ 申込にあたり、市税等の滞納のない証明書の提出に代えて 税情報が閲覧されることに同意します。
--	---

(様式第 1 号 別紙 1)

薩摩川内市広告事業広告代理店登録に係る誓約及び同意書

私は、申込みにあたり、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記 1 について、広告代理店の要件確認のため、貴市が警察機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 申込者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員の構成員でないこと。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者でないこと。
- 3 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者でないこと。
- 4 ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 15 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）を営む者でないこと。
- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続中又は更生手続中の事業者でないこと。
- 6 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- 7 申込書類の提出時点で、市税等を滞納していないこと。
- 8 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者ではないこと。
- 9 薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱、薩摩川内市広告掲載及び掲出に関する要領及び薩摩川内市広告掲載基準その他市の広告事業に係る諸規定の内容を遵守できること。

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

事業者名

代表者職及び氏名

(様式第1号 別紙2)

役員名簿

法人名 又は 団体名	(フリガナ)			
代表者 職氏名				
所在地	〒			
役員	役職名	フリガナ	生年月日	住 所
		氏 名		

(様式第2号)

薩摩川内市広告事業広告代理店登録決定通知書

令和 年 月 日

殿

薩摩川内市長

先に申込みのあった薩摩川内市広告事業広告代理店登録申込について、登録を決定しましたので通知します。

記

- 1 登録有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
ただし、貴殿もしくは本市いずれかの申し出がない場合、1年間に限り自動的に期間を延長します。
- 2 付 帯 条 件 募集要項に示した広告代理店の対象外要件に該当することになったときは、登録を取消すこととします。

(様式第 3 号)

薩摩川内市広告事業広告代理店名簿登載事項変更届出書

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

所在地

名称

代表者名

薩摩川内市広告事業広告代理店募集要項に基づき、市に提出した申込書類の記載事項について次のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

記載事項変更があった 申込書類		☐ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ☐ 会社概要等 ☐ その他（ ）
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日

※商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の記載内容に変更があった場合は、変更後の謄本を添付してください。